

平成30年第3回高松市議会定例会提出予定議案（別途送付分）

1 高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

不均一の課税の適用を受けることができる事業者の要件のうち、地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期間を延長する等のため、改正するもの

- (1) 不均一の課税の適用を受けることができる事業者の要件のうち、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期間の終期を平成30年3月31日から平成32年3月31日に変更するもの
- (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に変更するもの

2 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

平成31年3月31日までの間、病院事業管理者は高松市立みんなの病院長とする等のため、改正するもの

- (1) 病院事業管理者は高松市立みんなの病院長とするもの
- (2) 高松市立みんなの病院（以下「新病院」という。）の入院室特別使用料の上限額を9,720円から1万2,960円に引き上げるもの
- (3) 新病院の診療を受ける者の駐車場使用料が無料となる時間を3時間から5時間に拡大するもの
- (4) (1)の規定を削るもの

高松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定の施行の日から施行
(4)はH31.4.1から施行